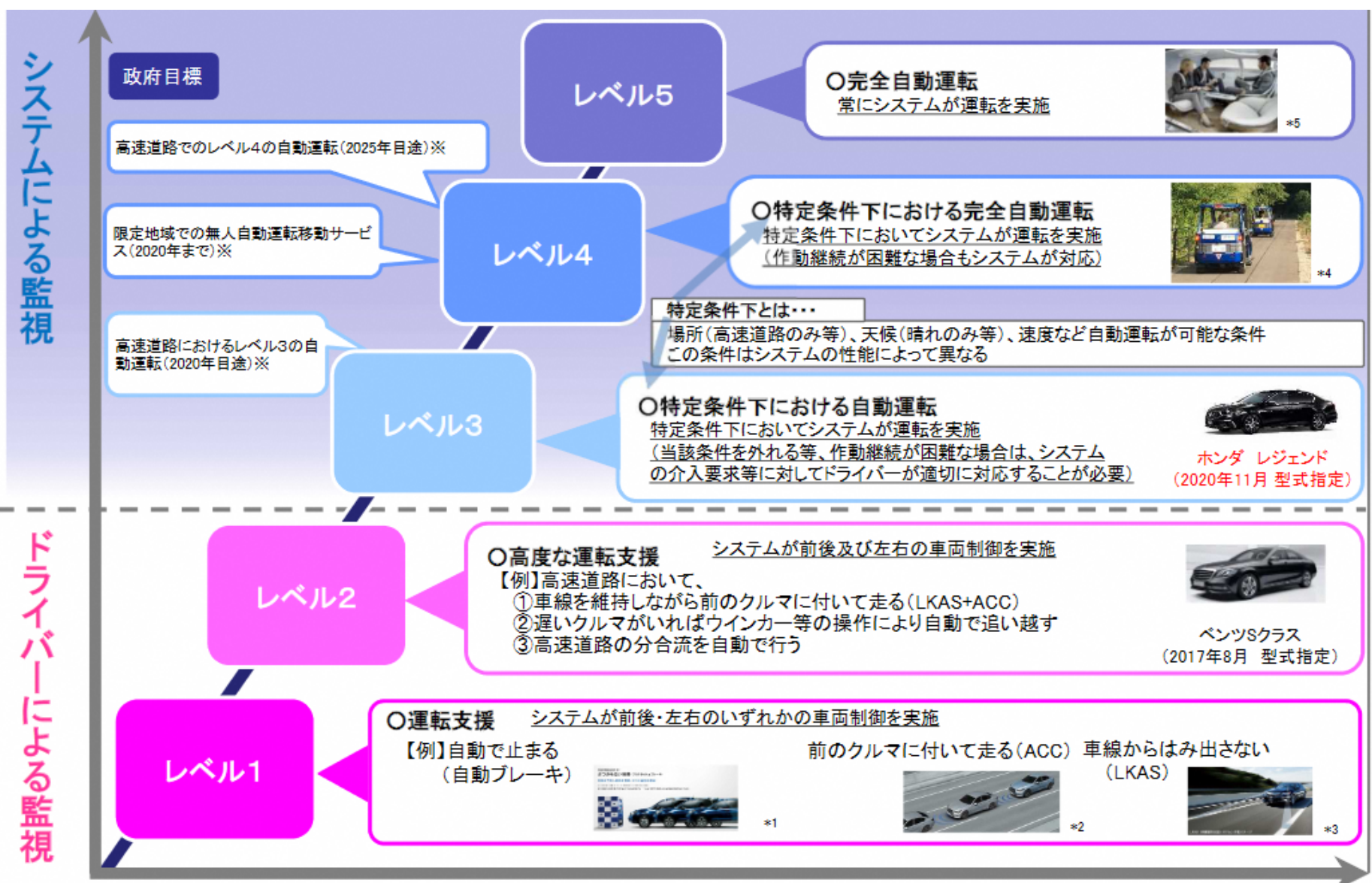


自動運転の定義・レベル (SAE: 米国自動車技術会)



※官民ITS構想・ロードマップ2020(令和2年7月 IT総合戦略本部(本部長 内閣総理大臣)決定)にて規定

*1 (株)SUBARUホームページ *2 日産自動車(株)ホームページ *3 本田技研工業(株)ホームページ
*4 福井県永平寺町実証実験 *5 CNET JAPANホームページ

自動運転に関する関係法令の改正

・自動運転レベル3の実用化に向け、関係法令が改正

■道路交通法の改正（令和2年4月施行）：事故責任者は、自動車運転者

自動運転技術の実用化に対応するための規定整備（抜粋）

- ①自動運行装置を定義、同装置を使用する行為は「運転」に含む
- ②携帯電話使用等禁止規定の適用を除外（条件付き）
- ③作動状態の確認に必要な情報を記録し、保存することを義務付け



出典：警察庁

■道路運送車両法の改正（令和2年4月施行）：自動運転システムは保安基準対象装置

「自動運行装置」の国内基準を策定・施行（抜粋）

- ①国が定める保安基準の対象装置に「自動運行装置」を追加
- ②自動運行装置が使用される条件（走行環境条件）を国土交通大臣が付与

出典：国土交通省

■自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和2年9月改訂）：遠隔監視

自動運行装置を使用した公道実証実験について（抜粋）

直ちに必要な操作を行うことができる状態を保持していれば、必ずしも常に実験車両の周囲及び走行する方向の状況や実験車両の状態を監視する必要はない

出典：警察庁